

○北川村ロゴマークの使用に関する要綱

(令和5年5月1日要綱第8号)

(目的)

第1条 この要綱は、別紙に記載する北川村ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、北川村（以下「村」という。）以外の者（法人格のない団体を含む。）が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権利)

第2条 ロゴマークに関する著作権は、村に属する。

(使用の基準)

第3条 ロゴマークは、村及び村産品をPRする場合に使用することができる。

2 ロゴマークを販売目的とする品物（パッケージを含む。以下「商品」という。）及びその広告（商品を宣伝するもの）に使用する場合、当該商品は次のいずれかに該当するものでなければならない。

(1) 農林水産物にあつては、村内で生産、収穫されたものであること。

(2) 加工品（加工食品及び非食品）については、次のいずれかに該当すること。

ア 商品の主要な原材料が村内産であつて、商品の製造または加工（以下「製造等」という。）の最終段階が村内事業者によって行われていること。

イ 商品の主要な原材料が村内産であつて、村外の事業者により製造等がされた商品の場合は、商品の販売が村内事業者によって行われていること。

ウ 商品の主要な原材料が村外産であつて、その製造等の最終段階を村内事業者が行っている場合、または、その販売を村内事業者が行っている場合は、村特有の文化や技術を活かした商品であること。

エ 村の広報目的のため製造等する商品で、ロゴマークを使用することにより平成31年総務省告示第179号第5条第5項の基準を満たし、村のふるさと納税返礼品として登録見込であること。

オ 村が実施する事業と関連する商品であること。

(使用の届出)

第4条 前条第2項の規定により、ロゴマークを使用する者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。以下「使用者」という。）は、あらかじめ北川村ロゴマーク使用届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を村に提出しなければならない。使用の届出は随時受け付けるものとする。ただし、営利目的でなければ届出は不要とする。

2 ロゴマークの使用は、前項の届出をした後、最初に到来する3月31日までの間、使用することができる。ただし、毎年3月31日までに、村から通知がない場合、使用の期間を1年間延長する。

(遵守事項)

第5条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別に定める「北川村ロゴマーク使用マニュアル」を遵守すること。
- (2) 第3条第2項の規定により使用する場合は、届出書に記載した目的、方法で使用する。また、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに村に提出することとし、完成見本は返却不可とするため提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができる。
- (3) ロゴマークの一部を使用したり、縦横比率を変更したりするなど、著作者人格権を侵害しないこと。二次的創作物を制作する場合においても同様とする。
(使用差し止め等)

第6条 村は、ロゴマークの使用が本要綱に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止め、使用者に対し商品等の物件等の回収等の措置を請求することができる。また、必要に応じ関連法令等に基づき、村の有する権利を行使することとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合
- (2) 村及び村製品のイメージを損ねる場合
- (3) 第三者の利益を害する場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) ロゴマークの使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(暴力団排除条項)

第7条 使用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 北川村暴力団排除条例（平成23年北川村条例第5号）第7条の規定に違反した事実がある者
- (2) 北川村の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年北川村規則第6号）第2条第2項第5号のいずれかに該当する者
(経費等の負担)

第8条 村は、この要綱による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費または役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第9条 村は、ロゴマークの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、村に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して、故意又は過失により村に損害を与えた場合は、生じた損害を村に賠償しなければならない。

(届出内容の変更)

第10条 使用者は、届出の内容に変更が生じたときは、あらかじめ北川村ロゴマーク使用変更届出書(様式第2号)を村に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(使用料)

第11条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は第4条の届出における事項以外の目的に使用してはならない。

2 使用者は、ロゴマークの使用によって発生した知的財産権を譲渡または転貸できないものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用について必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。